

地方中小都市における指定管理者制度の現状と課題に関する研究
—宮城県内体育施設を事例として—

伊禮浩太郎 丸山富雄

キーワード：指定管理者制度、地方中小都市、宮城県、体育施設

A study of the current state and its problems of the designed administrator system in local cities
— A case of Miyagi sport facilities —

Kotaro Irei Tomio Maruyama

Abstract

This research aims to clarify current situations and issues of the designed administrator system of the sport facilities in Miyagi.

Research method

1. Collection and consideration of the earlier study
2. Questionnaire investigation (To an administrative side)
3. Interview investigation (To a designation administrator side)

As the result it has been understood that the designed administrator system is still an introduction stage in Miyagi, and has the problem before the introduction and othersthe problem described in the earlier studies.

Key words : the designed administrator system, local cities, Miyagi, sport facilities

I. はじめに

1. 研究の背景と問題の所在

これまで体育館を含む公的施設（保育所、植物園、図書館、病院等）は、「直営」か「政令等で定める公共的団体」に限定して管理運営されてきた。しかし、政府・総務省は 2003（平成 15）年 6 月の地方自治法の改正により、「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、「指定管理者制度」を創設した。

前制度の「委託管理制度」と最も違う点は、「公の施設の管理・運営」に株式会社を含めた民間参入が可能となったことである。これまで管理委託者になれるのは、公共団体、公共的団体、および自治体が 50%以上出資する法人などに限定され、具体的な管理委託者を条例で規定することを原則としていた。2006（平成 18）年 9 月 1 日までに「管理委託制度」を導入していた施設は、自治体の直営もしくは「指定管理者制度」のいずれかに移行しなければならないとする期限が設定されていたこともあり、「指定管理者制度」の導入が当時にわかに進んだ。背景には、小泉内閣の「民間にできることは民間に」という路線の中での規制緩和であるという面、あるいは先行する P F I の法的整合を取るためという面がある。総務省の積極的な推進の働きかけにより、多くの自治体で導入される動きがあった。

そのなかで、指定管理者制度に関してはこれまで様々な問題や課題も指摘されてきた。簡単に挙げてみると、これまでの「委託管理制度」は、公の施設の設置者である地方自治体との契約に基づいて具体的な管理を行うものであり、その公の施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き負うもので公の施設の利用許可処分は委託できなかった。しかし、「指定管理者制度」は公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、指定管理者は、本来行政が行う利用許可（行政処分という）も行い、一定の範囲で料金を自由に設定でき、使用料は指定管理者の収入として受け取ることになる。本来行政が行う利用許可や、一定の範囲で料金の設定も行うが、利潤を上乗せした利

用料金を設定することが可能となるとともに、利潤追求による「ゆがみ」がでるおそれがあることや、雇用の面でも現在管理・運営を受託している事業団、公社・公団などが指定管理者に指定されなければ、直ちに雇用問題が発生する。さらに、地方自治法では、「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする」とされている。指定管理者の指定にあたり委託の期間が設定されることになり、その期間毎に競争的な指定が行われることになる。その結果労働条件の一層の切り下げ競争が行われることも予想される。「公的施設はあくまでも住民の福祉を増進するためのもの」であり、管理運営を安定して行うことが必要である。実績、専門性、サービスの質、継続性、安定性などが担保されること、そのためには職員の身分、貸金・労働条件が確保されることが重要であり、そのための取り組みが重要になってくる。

また、そもそも人口や財力、産業構造等の違う全ての市町村にこの指定管理者制度の導入は妥当なのだろうか。丸山（2006）は指定管理者選定基準をめぐる諸問題とその評価に関する研究で、指定管理者制度における個別性や特殊性という評価視点の重要性を指摘しているが、導入そのものの是非も各自治体の個別性、特殊性によって相違するのではないか。特に地方中小都市や中山間町村の場合には、大都市とはまた違った状況も予想される。

そこで、宮城県内の仙台市を除く市町村の教育委員会管轄の体育施設への制度導入はどのような状況にあり、どのような課題や問題が持ち上がっているのかを明らかにしたいと考えた。

2. 研究の目的

地方の中小都市における指定管理者制度の導入に関しては、多くの先行研究に当てはまらない課題や問題があると思われるが、その研究についての文献は見つけることができなかった。そこで本研究では、地方大都市である仙台市を除く、宮城県内の市町村の制度導入の有無や現状を把握し、地方中小都市ならではの制度の問題や課題を明らかにすることを目的とする。また、現在新たなスポーツ文化を構築するものとして「総合型地域スポーツクラブ」が注目され

ている。伊賀上哲旭（2008）は「総合型地域スポーツクラブは地域のスポーツ振興において核として、多岐にわたる役割を担っていく可能性が十分にある」とし、総合型地域スポーツクラブにおける指定管理者制度導入に関する研究を行っている。そこで、本研究でも指定管理者となっている総合型地域スポーツクラブを事例にとり、指定管理者になったことでのメリットや今後の課題や問題等について明らかにしたいと考える。

II. 研究方法

1. 文献研究

指定管理者にかかわる先行研究を収集し検討した。

2. 質問紙調査（指定管理者制度を出す行政側からの考えや現状を把握するために実施）

対象および方法：郵送法により仙台市を除く宮城県内34市町村の教育委員会へのアンケート調査

時期：平成21年6月中旬

内容：市町村教育委員会管轄の体育・スポーツ施設の指定管理制度導入について、現状の把握と問題点・課題等について

回収数及び回収率：25通回収 回収率71.4%
面接調査（指定管理者制度を受ける団体側の考えや現状を把握するために実施）

A総合型地域スポーツクラブ H21.9.16

・クラブマネージャーに対して実施

B総合型地域スポーツクラブ H21.9.30

・クラブ会長、クラブマネージャーに対して実施

C総合型地域スポーツクラブ H21.10.7

・理事長、事務局長、事務局次長に対して実施

内容：市町村へのアンケート結果を元に、それぞれのクラブに対して導入前、導入後などの変化や、導入後の良かった点、悪かった点、現在浮かび上がっている問題点・課題について

III. 結果と考察

1. 「指定管理者制度」の導入とその賛否

1) 「指定管理者制度」の導入の有無

表1 指定管理者制度導入状況

指定管理者制度導入		
導入	14	56.0%
未導入	11	44.0%
合計	25	100.0%

「指定管理者制度」の導入状況は、回答のあった25市町中、導入している所は14市町56%で、過半数にとどまった。現在まで導入していないところは11市町44%であった。

2) 「指定管理者制度」に対する賛否

表2 指定管理者制度に対する意見

	導入	未導入	合計
1. 制度の趣旨に賛成、積極的に活用	8 57.1%	2 18.2%	10 40.0%
2. 賛成、現状に当てはまらない	0 0.0%	5 45.5%	5 20.0%
3. 実情に即しておらず、賛成でない	1 7.1%	0 0.0%	1 4.0%
4. 制度に賛成でないが導入せざるを得ない	3 21.4%	1 9.1%	4 16.0%
5. その他	2 14.3%	3 27.3%	5 20.0%
合計	14 100.0%	11 100.0%	25 100.0%

全体をみると15市町60%では制度に対して賛成という意見だった。しかし、5市町20%は「制度には賛成だが現状には当てはまらない」と回答していた。制度に対して賛成ではないという意見は5市町20%であった。「賛成ではないが導入せざるを得ない」は4市町16%であった。その他は5市町20%であったが、4市町は制度導入に対して前向きな考えであった。

導入市町をみると、制度に対して賛成で積極的に活用したいと回答した市町は8市町57.1%で6割にも満たなかった。導入している市町の中でも「導入せざるを得ない」が3市町21.4%、実情に即しておらず、賛成でないが1町7.1%であった。その他2市町14.3%のうち1市町では、前向きな考えで導入を進めているが、「指定管理者制度」で運営していける施設とそうでない施設があるという意見があった。

未導入市町をみると制度に対して賛成で積極的に活用したいと回答した市町はわずか2市町18.2%だった。未導入市町で最も多かった回答が、「賛成だが現状に当てはまらない」が5市町45.5%だった。「制度に賛成でないが導入せざるを得ない」とした回答は1町9.1%にとどまった。その他3市町27.3%に関しては前向きに導入を進めているということだった。

指定管理者制度は前制度の移行の平成16年度から現在までに5年を経過しているが、宮城県内中小都市の導入の現状、制度への賛成度は

上記の結果となった。まだまだ準備不足ということもあるが、「制度の趣旨に賛成で、積極的に活用したい」とする自治体は4割で、残り6割は賛否に違いはあるものの、中小都市ならではの問題や課題を抱えていることが分かった。

2. 「指定管理者制度」導入の実態

1) 「指定管理者制度」の導入時期と指定期間 表3-1・2 指定管理者制度導入年数1期目・2期目

導入年度(平成)		導入年度(平成)			
17年	2	9.5%			
18年	7	33.3%			
19年	2	9.5%			
20年	7	33.3%	20年	1	20.0%
21年	3	14.3%	21年	4	80.0%
合計	21	100.0%	合計	5	100.0%

※1期目のみ ※2期目のみ

「指定管理者制度」導入年度は、地方自治法の改正が平成15年、移行期間が改正から3年間というのを考えてみると、宮城県の導入年は17年度が最も早く2件9.5%であった。移行期間の最終年の18年度が20年度と並んで多く7件33.3%であった。前制度の「委託管理制度」からの移行も移行最終年に集中したと考えられる。移行後の導入も、これをみると宮城県の市町は「指定管理者制度」導入は遅くから始まっている。2期目に関しても21年度が4件80.0%となっていて、2期目のほとんどが今年度(平成21年度)からである。

表4-1・2 指定管理期間1期目・2期目

指定期間	
1年間	1 5.0%
2年間	0 0.0%
3年間	9 45.0%
4年間	3 15.0%
5年間	7 35.0%
合計	20 100.0%

※1期目のみ

指定期間	
3年間	4 80.0%
5年間	1 20.0%
合計	5 100.0%

※2期目のみ

指定期間は、一番多い期間が3年間45.0%で、次いで5年間35.0%、4年間15.0%となっている。1年間という施設が1件5.0%あり、試験的に指定管理を行ったものと考えられる。この施設は21年度より2期目に入り、指定期間は3年となった。指定期間では国が基準としている3年間が最も多いことが分かった。2期目の指定期間も3年間80.0%が多い結果となった。

表5 指定管理期

何期目	
1期目	16 76.2%
2期目	5 23.8%
合計	21 100.0%

現在の施設が指定管理期の何期目かをみると、「指定管理者制度」を導入している施設のほとんどである16施設76.2%が1期目であり、2期目に入っている施設は5施設23.8%となっており、全体の4分の1以下となっている。

2) 「指定管理者制度」の募集方法と指定管理者の管理形態

表6 指定管理者の募集方法

募集方法		募集方法	
公募	9 45.0%	公募	1 20.0%
非公募	11 55.0%	非公募	4 80.0%
合計	20 100.0%	合計	5 100.0%

※1期目のみ ※2期目のみ

募集方法は、非公募が11件55.0%と僅かに多く、公募は9件45.0%だった。しかし、後述するように公募とはしているものの形だけの応募で、応募団体が1件のみという事例もこの中に含まれている。2期目は非公募のほうが圧倒的に多く4件80.0%で、公募は1件20.0%だった。

表7 指定管理者形態

管理者形態		管理者形態	
単独	18 85.7%	単独	5 100.0%
複数	3 14.3%	複数	0 0.0%
合計	21 100.0%	合計	5 100.0%

※1期目のみ ※2期目のみ

管理形態をみると、単独が圧倒的に多く18件85.7%、複数が3件14.3%となっていた。2期目に入っている施設では、全5件100.0%が単独となっていた。

表8-1・2 指定管理者の業務種類1期目・2期目

業務種類	
民間スポーツクラブ	2 8.3%
総合型スポーツクラブ	3 12.5%
外郭団体	3 12.5%
管理運営会社	5 20.8%
体育協会	7 29.2%
その他	4 16.7%
合計	24 100.0%

※1期目のみ

業務種類	
民間スポーツクラブ	1 20.0%
総合型スポーツクラブ	2 40.0%
外郭団体	0 0.0%
管理運営会社	0 0.0%
体育協会	1 20.0%
その他	1 20.0%
合計	5 100.0%

※2期目のみ

複数の企業による合同企業体の場合も、それぞれの業種を一つとみなし、指定管理者の業種をみると、1期目では、体育協会が最も多く7件29.2%、次いで管理運営会社5件20.8%、総合型地域スポーツクラブ、外郭団体がともに3

件 12.5%だった。その他では、町内会、NPO 法人、有限会社という回答があった。

表9-1-2 応募方法と管理者形態・業務種類

		公募	非公募
単独	6	77.8%	0.0%
	66.7%	100.0%	
複数	3	0.0%	27.3%
	33.3%	0.0%	18.2%
合計	9	100.0%	100.0%
	100.0%	100.0%	

「指定管理者制度」を導入している市町の指定管理者応募方法を管理者形態と指定管理者の業種とでみると、公募の指定管理者形態では、複数という回答が3件33.3%あるのに対し、非公募の管理形態はすべてが単独という結果になっていた。公募での応募で決まった指定管理者をみると、ほとんどが民間企業であるビル管理運営会社や、民間スポーツクラブなどの民間企業であった(7件77.8%)。総合型地域スポーツクラブ1件11.1%については、形式的には公募のかたちをとっているが、他に応募団体がなく決まっている。それに対し、非公募の指定管理者の業種は、体育協会4件36.4%や外郭団体3件27.3%、総合型地域スポーツクラブ2件18.2%などの地域との強いつながりのある単独の団体に決まっていた。その他の2件18.2%に関してもNPO法人である団体に決まっている。

3) 「指定管理者制度」の導入理由と問題点

表10 指定管理者制度の導入理由

	導入理由	
1. 委託管理制度からの移行	3	21.4%
2. 経費削減のため	12	85.7%
3. 利用者サービスの向上	13	92.9%
4. 首長の強い要望	2	14.3%
7. 体協等、スポーツ組織や団体	1	7.1%
8. その他	1	7.1%
導入市町数	14	

導入理由については、「指定管理者制度」の前制度である「委託管理制度」からの移行という理由を挙げた市町村は意外にも少なく3市町21.4%であった。最も多くあげられた理由は、利用者サービス向上のため13市町92.9%という回答が多く、次いで経費削減のため12市町85.7%という結果になった。中には、首長の強い要望や体育協会等のスポーツ組織や団体からの要望という回答もあった。その他1町は、体育協会の育成ということだった。

表11 制度導入の問題点

	導入にあたっての問題点	
		1番の問題点
1. モニタリングのノウハウ不足	4	28.6%
2. 担当課との意思疎通	3	21.4%
3. 管理者との連絡調整	4	28.6%
4. 指定管理者選定基準	6	42.9%
5. 指定管理者評価基準	6	42.9%
6. 公の施設の在り方の検討	3	21.4%
7. 制度導入の際の手続き	5	35.7%
8. 指定期間の設定	3	21.4%
9. 指定管理料の算定	9	64.3%
10. 修繕費、経費負担の問題	10	71.4%
11. 外郭団体	2	14.3%
12. その他	1	7.1%
導入市町数	14	

「指定管理者制度」導入にあたっての問題点については(複数回答)、修繕費、経費負担の問題10市町71.4%が一番多くあげられていた。次に多くあげられた問題点は、指定管理料の算定9市町64.3%であった。制度導入理由の上位にあげられた経費削減のため、という理由からも考えられるように、金銭面の問題がやはり多くあげられていると考えられる。次に問題点としてあげられたものは、指定管理者を決める上で重要な指定管理者選定基準と指定管理者評価基準(共に6市町42.9%)のことがあげられており、何を基準に選定をするか、何を基準に評価するかということであった。

表12 審査項目・点数配分の基準

	審査項目・点数配分の基準	
1. 宮城県や先行市町村の基準や審査項目をほぼそのまま活用した	0	0.0%
2. 大きな枠組みは参考にしたが、町の実情に合うよう変更した	10	83.3%
3. 基準の枠組みも変更し、町独自の基準、審査項目に変更した	1	8.3%
4. その他	1	8.3%
合計	12	100.0%

指定管理者選定に際し、その基準や審査項目、点数配分などをどのように決定したのかについては、二つの市町を除くすべてが「大きな枠組みは参考にしたが、町の実情に合うように変更した」という回答だった(10市町83.3%)。その他のうち1町では、基準の枠組みも変更し、町独自の基準、審査項目に変更したという回答であった。

3. 「指定管理者制度」導入によるメリットと課題

表13 制度導入の良かった点

	導入の良かった点	
1. 経費の削減ができた	9	64.3%
2. 役場での仕事量が減った	5	35.7%
3. サービス向上につながった	5	35.7%
4. 施設の利用者が増えた	3	21.4%
5. 雇用創出になった	4	28.6%
6. 地域の活性化につながった	3	21.4%
7. 地域貢献となった	1	7.1%
8. その他	3	21.4%
導入市町村数	14	

「指定管理者制度」を導入してよかった点については、最も多かったのは、「経費の削減ができた」という回答であった。次いで多かったものは「役場での仕事量が減った」、および「利用者サービスの向上につながった」という回答だった。また、「雇用創出になった」や「施設の利用者が増えた」、「地域の活性化につながった」なども指摘された。しかし、複数回答であるにもかかわらず「経費の削減ができた」以外の回答は4割にも満たず、自治体はあまりメリットを感じていないようでもある。最初に述べたように、この「指定管理者制度」は経費の削減と、運営ノウハウを持った民間企業などの参入により、利用者サービスの向上を図るための制度となっている。これを見ると制度の思惑通りにしているようにも見えるが、細かく見てみると、「経費の削減ができた」、「サービス向上につながった」という二つをあげた市町はわずか4市町となっていて、どちらか片方をあげた市町が9市町と、制度の目的通りに運営を行えている市町村は少ないと考えていいのではないかと。

表14 制度導入後の問題点

	問題点、課題	
1. 特になし	0	0.0%
2. 管理者が計画通りに行っていない	3	21.4%
3. 指定管理者からの金銭的な要求やトラブル	5	35.7%
4. 利用者の減少や偏り	2	14.3%
5. 利用者からのクレーム	3	21.4%
6. 住民からのクレーム	0	0.0%
7. 議会からのクレーム	1	7.1%
8. その他	4	28.6%
導入市町村数	14	

「指定管理者制度」を導入しての問題点や課題について一番多くあげられたものは、「指定管理者からの金銭的な要求やトラブル」5市町35.7%というものだった。次に多くあげられたものは「指定管理者が計画通りの事業を展開していない」3市町21.4%と、「利用者からのクレーム」3市町21.4%というものだった。「利用者の減少や偏り」2市町14.3%という回答もあり、問題は何かしら出ているようだ。

4. 「指定管理者制度」未導入市町の現状

表15—1・2 未導入の理由・制度の導入予定

	未導入の理由	
1. 施設の規模が小さい	4	36.4%
2. 経費削減が見込めない	4	36.4%
7. その他	5	45.5%
未導入市町村数	11	

	導入予定	
1. ない	0	0.0%
2. すぐにも導入したい	3	27.3%
3. 新しい施設ができるなど、状況が変われば導入したい	4	36.4%
4. わからない	4	36.4%
未導入市町村数	11	

11市町44.0%ではまだ未導入で、「指定管理者制度」導入への準備段階の市町が多かった。「指定管理者制度」をまだ導入していない理由では、その他での回答の制度導入の検討中・準備中5市町45.5%とする回答が最も多く経費削減が見込めない4市町36.4%、施設の規模が小さい4市町36.4%が並んで多くあった。「指定管理者制度」を導入する予定はあるかについては、わからない4市町36.4%、新しい施設ができるなど、状況が変われば導入したい4市町36.4%という回答が並んで多かった。導入予定がないとする回答はなかったものの、すぐにも導入したいという回答はわずか3市町27.3%にとどまった。人口と導入予定をみると、人口が多い市町ではすぐにも導入したいという回答をしている。人口が少なくなるにつれて新しい施設ができるなど、状況が変われば導入したい、わからないと回答する傾向にある。

IV. まとめ

今回アンケートを行って見て、宮城県の仙台市をのぞく中小市町村の「指定管理者制度」の現状が明確となった。郵送法でのアンケートでは25市町村からの回答があり、その中の14市町では「指定管理者制度」は導入されていたが、残りの11市町村は未だ準備段階であった。「指定管理者制度」が導入されていない11市町村の中で一番に問題となっているものは施設の規模が小さいことと、「指定管理者制度」の目的の一つである経費削減が見込めないということだ。制度自体に賛成している市町村は6割であったが、市町村の現状が制度導入と合わない市町が多いことがわかった。また、制度自体に賛成しないと回答した市町が2割もあること、新しい施設などができたり、今の現状が変わらないと

導入は厳しいという未導入の市町の事情など、中小市町村のかかえる問題がうきぼりにされた。市町の人口規模によっても導入予定の傾向が見えた。人口の多い市町ではすぐにでも導入したいと回答する傾向にあったが、人口が少なくなるにつれ、制度導入に対して現状が変わらなると導入は厳しい、導入はわからないとしていた。

宮城県内の「指定管理者制度」導入年度としては、制度改正が平成 15 年となっているが、一番早い市町でも 17 年度となっている。翌年の制度移行最終年の平成 18 年度に集中している。このことから宮城県の「指定管理者制度」導入は遅いと考えられる。すでに導入している市町では、半数以上は制度に賛成の上での導入になっていたが、中には制度に対して賛成ではないが導入せざるを得ない市町もあった。結果として、制度導入後の良かった点としてはいくつか上げられているがほとんどの市町に共通していたことが、指定管理者からの金銭的な要求という問題点があげられていた。修繕費などの施設の管理のための金銭的トラブルが一番大きい問題となっているように見える。指定管理料の算定にも難しい判断が強いられているようだ。多くの市町で、指定管理料の算定が問題としてあげられていた。選定基準・評価基準も何を基準に選定するか・評価するかという問題もあるようだ。今回の調査では、大きな枠組みを参考にし、市町の実状に合うように設定したところが多かった。一部の市町では利用者の減少という問題もあり、意外に多かった問題としては、指定管理者が計画通りに事業を展開していないということも指摘された。

「指定管理者制度」のメリットはそれほど多くはあげられなかったが、「指定管理者制度」の目的の一つである経費削減が一番多くあげられていた。しかし、もう一つの目的である利用者サービスの向上につながったとする市町は半分にも満たないものであった。施設の利用者が増えたことや地域活性化につながった、雇用の創出になったなど良い点もいくつかの市町であげられたものの、「指定管理者制度」の目的である「経費削減」、「利用者サービスの向上」と両方をあげた市町は導入 14 市町中 4 市町にとどまっている。これをみると、宮城県内の「指定

管理者制度」は国の思惑通りにはっていないように見える。行政側が経費削減のみを目的に施設を指定管理に出した結果なのか、指定管理者側の努力不足なのか、中小都市という規模で、多くが古い施設を抱えての指定管理という実情が反映されているようである。いずれにしても、宮城県内の制度導入は遅くから始まっていることもあり、開始間もないためにはっきりとした結果がまだ出ていない市町もある。

今回面接調査に取り上げた 3 クラブは、全て総合型地域スポーツクラブであった。

A クラブは町の施策によりできた総合型地域スポーツクラブであり、町の理解が大きかった。A クラブはクラブづくりの一環として指定管理をうまく使い、事業規模の拡大等を図っていた。指定管理者となりいろいろな問題はあったが、町との話し合いを通して乗り越えてきている。「指定管理者制度」は A クラブにとってかなりの価値があるのではないかと思われる。雇用の件に関しても、A クラブの正規職員・パートの雇用増につながり、組織力が上がったため施設運営が行いやすくなったという。

B クラブは、クラブの中に小中学校部活動をすべて取り組んでいる。B クラブでは、指定管理者になることにより、クラブハウスに会員が寄りやすくなったという利点があり、利用者からの声はいいようだ。しかし、もともと使用していた体育館 1 館のみの指定管理者であり、指定管理者となつての大きな変更はないように感じた。そして指定管理施設を円滑に運営している現状を維持できればいいという雰囲気があった。「指定管理者制度」に関しては問題も特に起きていないということだ。

C クラブは、人口約 63,000 人の中規模都市にあり、市のほとんどの施設の指定管理者となっている。大規模なクラブということもありクラブハウスには多くの職員が働いており、組織性が高いことがうかがえた。市のスポーツ事業も C クラブで行っている。指定管理者となつて体育館の一室をクラブハウスとして利用できたり、特に良かった点については、行政の意向から設立されたクラブでもあったため、制度導入により、行政と同じ目線に立って話ができるようになったということだった。

この3クラブの設立はそれぞれAクラブ平成17年、Bクラブ平成16年、Cクラブ平成13年で、県内ではかなり早い設立であり、また町の強い意向で設立されたクラブである。したがって規模その他大きな相違はあるものの、いずれも市町との関係は良好であった。特に大規模クラブであるCクラブはクラブ設立が市の体育施設の管理を行うことも一つの目的でもあった経緯もある。

3クラブに対して行ったヒアリング調査結果と大都市を対象とした財団法人地方自治総合研究所の指定管理者制度の現状と今後の課題を比較してみると、大都市の事例で指摘された問題・課題が中小都市にある3クラブからも提起されていた。例えば経費や指定管理料の問題、また雇用や職員の給与の問題である。しかし、市町村に対して行った質問紙調査も含めて全体をみると、前述にあるように宮城県の中小都市では未だに未導入の市町村があることや、制度自体に賛成でないが導入せざるを得ないと言った導入前の問題もあげられていることが分かった。

今回の事例でわかるように、現時点では地方中小都市においては、その多くが地域と密着した地元の体育協会や総合型地域スポーツクラブが指定管理者となることが多く、自治体の厚い支援や協力のもとで管理・運営が行われていることが分かる。そしてこのことは恐らくどこの中小都市でもかなりの部分で共通なことではないだろうか。

V. 参考文献・資料

- ・藤田修一 (2005) 指定管理者に向けた公共スポーツ施設利用者のサービス評価に関する研究—K市・H体育館のケーススタディー— 体育社会学専門分科会 第56回 発表論文集 101-106 頁
- ・山口泰雄 (2005) 指定管理者に向けたスポーツ教室参加者のサービス評価の横断的分析 体育社会学専門分科会 第56回 発表論文集 107-112 頁
- ・秋吉遼子 (2006) 指定管理者による公共スポーツ施設のマネジメントに関する研究 体育社会学専門分科会 第57回発表論文集 70-75 頁
- ・野口れい (2006) 「指定管理者制度に求められる施設管理運営者の能力」に関する調査研究 スポーツ経営学会 第29回大会号 27-28 頁
- ・伊賀上哲旭 他 (2008) 総合型地域スポーツクラブにおける指定管理者制度導入に関する研究 体育社会学専門分科会 第59回 発表論文集 121-126 頁
- ・森田省吾 (2006) 指定管理者制度における行政の役割 東京大学公共政策大学院 2006年度冬学期 事例研究「法政策I」 レポート集
- ・野川春夫 他 (2008) 指定管理者制度が公共スポーツ施設職員の職務満足度に与えた影響 日本生涯スポーツ学会 第10回大会号 47 頁
- ・丸山富雄 他 (2006) 指定管理者選定基準をめぐる諸問題とその評価に関する研究—宮城県泉南総合プール指定管理者募集事業の選定結果から整理すべき課題について— 仙台大学紀要 Vol37, No.2, pp49-55
- ・財団法人地方自治総合研究所 他 (2008) 指定管理者制度の現状と今後の課題
- ・総務省自治行政局 (2007) 「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」の概要
http://www.xoumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/070131_3_1/pdf